



## 当院を継続して受診され、同意された患者さんに小児科の「かかりつけ医」として、次のような取り組みを行っています。

- ✓ 急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- ✓ 地域の医療機関と連携して、必要に応じて紹介させていただきます。
- ✓ 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- ✓ 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。  
また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- ✓ 「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による問い合わせに対応します。
- ✓ 発達障害の疑いがある患者さんの診療及び保護者の方からの相談に対応し、必要に応じて専門的な医療機関を紹介します。
- ✓ 育児不安などの相談に対応します。

■ 「小児かかりつけ」診療科は、1人の患者さんにつき1か所の医療機関が対象です。

■ 当院がやむを得ず対応できない場合などには、下記に相談下さい。

救急医療情報センター TEL 0562-33-1133/TEL 052-263-1133